

自治会・町内会長 各位

青葉区福祉保健課長

災害時医療のぼり旗掲出訓練について

青葉区内において震度6弱以上の地震発生時等に、診療・開局が可能な医療機関・薬局はその目印として「診療中」又は「開局中」と記載された「のぼり旗」を掲出し、診療・開局することとしております。

この度、令和4年3月11日（金）に青葉区医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員の御協力が得られる医療機関・薬局において、この「のぼり旗」を掲出する訓練を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後、過去に大きな震災があった1月17日、3月11日、9月1日（休・祝日の場合は除く）に、毎年同様の訓練を実施予定です。

【訓練実施日】

令和4年3月11日（金）

【訓練内容】

災害協力医療機関及び薬局が診療時間、営業時間内の診療等に支障なく対応できる範囲で、横浜市医療局より予め提供されている災害時のぼり旗「診療中」「開局中」を掲出します。

問合せ先： 青葉区福祉保健課事業企画担当 TEL（978）2436

裏面あり

青葉区災害時医療のぼり旗掲出訓練

日 付 令和4年3月11日(金)

内 容 青葉区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員で、診療・薬局開局の時間内において、ご協力いただける病院、診療所、歯科医院、薬局により、「診療中」又は「開局中」ののぼり旗を掲出します。

※ 区内における震度6弱以上の震災発生時等に診療・開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「**診療中**」「**開局中**」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療・調剤することとしています。

災害時には、ケガの緊急度・重症度に応じて医療機関を選択・受診してください。

赤色ののぼりが目印			重症 生命の危険がある・ 生命の危険が切迫している
黄色ののぼりが目印			中等症 生命の危険はないが入院が必要
黄色ののぼりが目印			軽症 生命の危険がなく、 入院を要さない
黄色のフラッグが目印			被災を免れ開局している薬局

【問合せ】 青葉区役所福祉保健課事業企画担当
TEL : 978-2436 FAX : 978-2419